

# 山梨県公報

第千八百八十三号

平成十三年  
四月五日

木 曜 日

## 目次

生活保護法に基づく介護機関の指定	一一三
保安林の指定の解除の予定の取消し	一一五
県営土地改良事業計画書の写しの縦覧(二件)	一一五
換地計画の適当決定	一一五
青年農業者等育成センターの指定	一一五
道路の区域変更(二件)	一一六
道路の供用開始(三件)	一一六
公告	
指定居宅サービス事業者の指定	一一七
指定居宅介護支援事業者の指定	一一七
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出	一一七
開発行為に関する工事の完了について(三件)	一一八
公安委員会	
指定講習機関の代表者の氏名の変更	一一八
遊技機の型式の検定	一一九
その他	
土地収用法第四十六条の規定による審理の実施	一一九

## 告示

### 山梨県告示第九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関を指定した。

平成十三年四月五日

山梨県知事 天 野 建

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人あとおへ	甲府市伊勢二丁目十五番六号	峡北シルバークアホーム	北巨摩郡長坂町	平成十二年四月一日
医療法人聖樹会	甲府市朝日二丁目五番十四号	山梨ライフケア・ホーム	中巨摩郡竜王町二十八番地	同
財団法人山梨整肢更生会	甲府市丸の内一丁目十二番三号	ふじ苑	東山梨郡春日居町小松八百五十五番地の六	同
医療法人桃潤会	甲府市和戸町千四百九十九番地	ナーシングプラザ三珠	西八代郡三珠町上野二千九百六十八番地	同
社会福祉法人清翔会	甲府市横根町五百五十四番地	甲府かわせみ苑	甲府市横根町五百五十四番地	同
医療法人武川会	中巨摩郡昭和町飯喰千二百七十七番地	ひばり苑	中巨摩郡昭和町飯喰千二百七十七番地	同
医療法人立史会	甲府市上阿原町千五百一十一番地	ノイエス	中巨摩郡昭和町河東中島四百四十三番地	同
医療法人芙蓉会	富士吉田市下吉田千七百七十三番地	いちのみやケアセンター	東八代郡一宮町竹原千二百五十五番地の一	同
中富町早川町国民健康保険病院一部事務組合	南巨摩郡中富町八番地	峡南ケア・ホーム	南巨摩郡中富町飯富千六百五十五番地	同
須玉町外一ヶ村病院組合	北巨摩郡須玉町藤田七百七十三番地	しおかわ福寿の里	北巨摩郡須玉町藤田七百八十七番地	同
医療法人共生会	甲府市湯村三丁目十五番十三号	NAC湯村	甲府市湯村三丁目十五番十三号	同
社会福祉法人山梨櫻の会	甲府市塚原町三百五十九番地	甲府相川ケアセンター	甲府市塚原町三百五十九番地	同
医療法人慈光会	甲府市上町七百五十三番地の一	医療法人慈光会	甲府市上町七百五十三番地の一	同
医療法人藤和会	中巨摩郡白根町	しらね訪問看護	中巨摩郡白根町	同



大月市 目六番二十号	大月市福祉事務 目六番二十号	大月市大月二丁目 目六番二十号	同
---------------	-------------------	--------------------	---

**山梨県告示第九十一号**

平成四年山梨県告示第五十一号をもって告示した次に掲げる解除予定保安林について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、保安林の指定の解除の予定を取り消す旨農林水産大臣から通知があった。  
平成十三年四月五日

解除予定保安林の所在場所 山梨県大月市初狩町下初狩字近ヶ坂山四一四六（次の図に示す部分に限る。）  
山梨県知事 天 野 建

（次の図）は、省略し、その図面を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山梨県告示第九十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（中牧地区畑地帯総合整備事業）の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十三年四月五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類  
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成十三年四月六日から平成十三年五月八日まで
- 三 縦覧場所  
牧丘町役場
- 四 異議申立期間  
平成十三年五月九日から平成十三年五月二十三日まで

**山梨県告示第九十三号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用す

る同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（秋山地区中山間地域総合整備事業）の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十三年四月五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類  
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成十三年四月六日から平成十三年五月八日まで
- 三 縦覧場所  
秋山村役場
- 四 異議申立期間  
平成十三年五月九日から平成十三年五月二十三日まで

**山梨県告示第九十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、高根町長から認可申請のあった下蔵原地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十三年四月五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 縦覧書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成十三年四月六日から同年五月八日まで
- 三 縦覧場所  
高根町役場
- 四 異議申立期間  
平成十三年五月九日から同年五月二十九日まで

**山梨県告示第九十五号**

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法平成七年法律第一号（

第五条第一項の規定により、山梨県青年農業者等育成センターとして次のとおり指定した。

平成十三年四月五日

山梨県知事 天野 建

- 一 名称 財団法人山梨県農業振興公社
- 二 住所 甲府市飯田三丁目二番四十四号
- 三 事務所所在地 甲府市飯田三丁目二番四十四号

**山梨県告示第九十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十三年四月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年四月五日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 梁川猿橋線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
大月市猿橋町大字藤崎字棚部一五二〇番の二地先から 大月市猿橋町大字藤崎字棚部一〇五〇番の 一地先まで	五・〇	五・〇	一〇〇・〇	一〇五・〇
	四・〇	四・〇	一一・二	九〇・〇

**山梨県告示第九十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地

域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十三年四月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年四月五日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
大月市七保町大字瀬戸字唐沢二二八五番の 一地从先から 大月市七保町大字瀬戸字唐沢一三〇五番の 二、三地从先まで	五・〇	五・〇	三三・二	一一三・七
	五・〇	五・〇	三四・二	一一三・七

**山梨県告示第九十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十三年四月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年四月五日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一三九号	大月市七保町大字瀬戸字唐沢二二八五番の一地从先から 大月市七保町大字瀬戸字唐沢一三〇五番の二、三地从先まで	一四九四・五	平成十三年 四月十二日

**山梨県告示第九十九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建

設部において、この告示の日から平成十三年四月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年四月五日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延(メートル)長	供用開始の期日
甲府敷島菲崎線	一丁目二九九番の一地先から一丁目二九七番の一地先まで	一・九・〇	平成十三年四月五日	

山梨県告示第二百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十三年四月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年四月五日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延(メートル)長	供用開始の期日
平沢千野線	塩山市大字竹森字榎木坂一八八番地先から塩山市大字竹森字岩下五三番の一地先まで	三三・八・〇	平成十三年四月五日	

公 告

指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者として指定した。

平成十三年四月五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 指定年月日 平成十三年三月二十九日
- 二 指定居宅サービス事業者の名称、所在地及びサービスの種類

名 称	所 在 地	サービスの種類
甲州中央訪問介護ステーション	甲府市中央二丁目十番八号	訪問介護
かいごの友有限会社	甲府市荒川二丁目一番六号	訪問介護
指定訪問介護事業所ハロー・ふじ	南都留郡鳴沢村五千六十一番地	訪問介護
特定非営利活動法人ケア・センタールヤわらぎ ケア・センタールヤわらぎ上野原	北都留郡上野原町上野原七百番地	訪問介護
アルファケア甲府南介護施設	甲府市南口町二十二番地	訪問介護
カイ虎ノ門整形外科	南都留郡河口湖町船津六千八百八十七番地	訪問リハビリテーション
アイリスケアセンター竜王	中巨摩郡竜王町篠原千六百五十九番地	通所介護
あすなるデイサービス	中巨摩郡甲西町荊沢二百四十七番地	通所介護
武田の里福祉サービス	北都留郡北宮地五番地	福祉用具貸与

指定居宅介護支援事業者の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成十三年四月五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 指定年月日 平成十三年三月二十九日
- 二 指定居宅サービス事業者の名称、所在地及びサービスの種類

名 称	所 在 地	サービスの種類
特定非営利活動法人ケア・センタールヤわらぎ 介護相談センターヤわらぎ上野原	北都留郡上野原町上野原七百番地	居宅介護支援事業

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届

出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出書及び同法第六条第三項において準用する同法第五条第二項の添付書類を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十三年八月五日まで縦覧に供する。

平成十三年四月五日

山梨県知事 天野 建

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 富士観光開発株式会社 代表取締役 志村和也

2 住所 南都留郡鳴沢村字富士土八千五百四十五番地六

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 アピタ田富

(二) 所在地 中巨摩郡田富町山之神千三百八十三番地一

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前		変更後	
	開店時刻	午前十時(年間三日に限り午前九時三十分)	開店時刻	午前十時(年間五日に限り午前九時三十分)
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	閉店時刻 午後八時(年間二百四十日に限り午後九時)	閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前九時から午後九時まで(年間二百四十日に限り午前九時から午後十時まで)	開店時刻 午前九時から午後十時まで
来客が駐車場を利用することができるとの間	午前九時から午後九時まで(年間二百四十日に限り午前九時から午後十時まで)	午前九時から午後九時まで	午前九時から午後十時まで	午前九時から午後十時まで

3 変更する年月日

平成十三年四月二十日

三 届出年月日

平成十三年三月二十七日

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十三年四月五日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称  
中巨摩郡玉穂町下河東字青六 一八八五の二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市貢川本町十九番六号ハイツニュー貢川503号室 有泉幸雄

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第四項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十三年四月五日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

東山梨郡勝沼町菱山字上滝ノ前七七五の二、七七五の五、七七七の二、七七七の三、七七七の六、七七七の七、七七八の一、七七八の二、七七八の五及び七八一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東山梨郡勝沼町菱山七百二十番地の一 宗教法人 天示宗大瀧山天啓院 代表役員 竹居義純

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第四項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十三年四月五日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

塩山市千野字東天神前六五、六六の二、七六の四、七八の一、七九の一、七九の二、八〇、九四の一及び九五の二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市米山四丁目一番二十八号 株式会社コメリ 代表取締役社長 捧賢一

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会告示第十五号

指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第四条第一項の規定により、山梨交通株式会社山梨交通自動車学校から代表者の氏名の変更の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十三年四月五日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

- 一 変更後の代表者の氏名 小佐野 隆正
- 二 変更年月日 平成十三年三月十二日

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十二年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年四月四日までとする。  
平成十三年四月五日

山梨県公安委員会 委員長 風 間 善 樹

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	検定番号
アイジーテイージャパン株式会社 代表取締役 スコット・ウインゼラー 東京都港区愛宕一丁目三番四号 愛宕東洋ビル七階	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	一四〇〇三二
株式会社メイシー販売 代表取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目一三番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 動役物	一〇〇〇一九
株式会社メイシー販売 代表取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目一三番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 動役物	一〇〇〇四五

株式会社ミスホ 代表取締役 安藤寿雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 動役物	CR燃えよ龍神拳	株式会社ミスホ	一〇〇〇三〇
アルゼ株式会社 代表取締役 岡田和生 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ファンキーマイト	アルゼ株式会社	一四〇〇二五
株式会社アリストクライトテクノロジーズ 代表取締役 加茂隆曹 東京都世田谷区新町二丁目二五番一六号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	モンキーパランダイ	株式会社アリストクライト	一四〇〇二二
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府東大阪市荒川三丁目一〇番七号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 動役物	CRブッチギリアイオーF	株式会社藤商事	一〇〇〇三二
株式会社三共 代表取締役 群馬桐生 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 動役物	ファイバーD十二支	株式会社三共	一〇〇〇四六

その他

山梨県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条の規定による審理を次のとおり行う。

平成十三年四月五日

山梨県収用委員会

- 一 収用事件名 高速自動車国道中央自動車道富士吉田線改築工事（上野原インターチェンジから大月ジャンクションまで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び町道付替工事
- 二 審理の期日 平成十三年四月二十六日
- 三 審理の場所 甲府市飯田一丁目二番四号 シティプラザ紫玉苑